

医療用ウィッグ・胸部補整具の 購入費用の助成が受けられます

一戸町では、がん患者の方の身体的・精神的な負担や社会生活上の不安を和らげるため、ウィッグや胸部補整具購入費の助成を行っています。

対象となる方 ※以下の項目全てに該当する方

1. 一戸町内に住所を有している方
2. がんと診断され、その治療を受けた方、または現在受けている方
3. がん治療による外見の変化（脱毛、乳房の変形等）を補う補整具を購入した方
4. 申請する補整具について、他の都道府県や市町村の助成を受けていない方

補助対象と金額

- ・補助の対象は、**令和6年4月1日以降**に購入した下記の医療用補整具です。
- ・対象ごとに、**購入費の全額を上限額まで**助成します。（1,000円未満切捨）
- ・対象ごとに、補助を受けられる回数が限られています。

対象	内容	上限額	助成回数
ウィッグ本体	全頭用医療用ウィッグ本体1台	3万円	1回
胸部補整具	人工乳房（体内に挿入する人工乳房を除く）、パッド及びニップル（これらを固定する下着類を含む）	2万円	左右それぞれ1回

※対象経費には、消費税及び地方消費税を含みます。

※購入のために要する送料、代金決済手数料等の諸費用並びに本体に含まれない付属品又はケア用品を除く。

申請手続き

助成対象の補整具を購入した日の属する年度の末日までに、一戸町健康子ども課に申請してください。

<申請に必要な書類等>

- ①一戸町がん患者医療用補整具購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②がん治療受診証明書（様式第2号）又はがん治療を受けていた若しくは現に受けていることを証明する書類（化学療法、放射線療法又は手術に関する説明書、診断書、治療方針計画書、診療明細書等）の写し
- ③補整具を購入したことを証明する書類（品名や金額の記載のある領収書）の写し
- ④本人を確認する書類（マイナンバーカード、運転免許証、医療保険証等）の写し
- ⑤助成を受け取る口座の通帳の写し（口座番号、口座名義がわかる箇所）
- ⑥印鑑

申請窓口・問い合わせ先

〒028-5312 一戸町一戸字砂森93番地2

（一戸町総合保健福祉センター）

一戸町健康子ども課 保健班

TEL：0195-32-3700



ごしょどん

制度に関するQ&A

Q：助成対象は女性に限りますか？

A：助成対象となる方の性別、年齢の制限はありません。ただし、18歳未満の方については、保護者を申請者としてください。

Q：ストレス等、がん以外の病気で脱毛した場合も対象になりますか？

A：がんの治療（化学療法・放射線療法）の副作用による脱毛に限ります。

Q：部分用ウィッグや毛髪付き帽子、頭皮保護ネット、シャンプー等の補整具の関連用品も助成対象ですか？

A：助成の対象は補整具本体のみです。

Q：補整具のレンタルも助成の対象になりますか？

A：購入の場合のみ助成対象となるため、レンタルは対象外です。

Q：体調が悪く窓口に行けない場合、申請はどうすればよいですか？

A：郵送や家族等による申請も可能です。ただし、対象者が死亡した場合は助成の対象外となります。ご本人様以外の方が申請される場合、申請書兼請求書の代理申請欄の記入が必要になります。

Q：前年度に購入した補整具も助成対象となりますか？

A：前年度に購入した補整具は対象になりません。補整具を購入した日の属する年度内に申請を行ってください。

Q：領収書に内訳の記載がない場合、申請は可能ですか？

A：内訳のない領収書は申請できません。領収書には、必ず宛名（申請者氏名）、購入日、購入金額、購入内訳、領収書発行者の名称が記載されている必要があります。金額の内訳の記載がない場合は、レシートや領収内訳書等、購入内容が確認できる物を併せて提出してください。

Q：インターネット（クレジット決済）で購入したため、領収書がない場合どうすればよいですか？

A：領収書の発行が難しい場合は、受注メールや納品書の写しなど、購入者、購入店、購入日、金額がわかる物を添付してください。

Q：申請後の流れは？

A：申請書類に基づき内容の審査を行い、交付決定又は交付却下通知書を送付します。交付決定した場合、指定した口座に助成金が振り込まれます。

お気軽にお問合せください

